十五日朝日 新聞

回答に服せず

再度嘆願書を提出して 住友電線に再考を促す

大阪西區恩賀島町住友電線製造所の職工が勞働條件其他につき會社に嘆願書を提出したに對し會社側では夕刊所報の如く十五日の回答期日を繰上げ十四日午後三時半實行委員六名を應接室に招致して西崎常務取締役から左の回答書を交附した

第一條　當會社のみの職工を以て組織し且當會社進歩發達の目的に背馳せざる團體に對しては當會社は職工の幸福增進に關し經營に差支なき限り其團體の意見を徴すべし但團體に加入せざる職工の意見に就ても亦同じ

第二條及第三條　當會社の職工の平均收入は昨年度より減少せず然るに日用品の物價指數は昨年度に比し概ね三四割を低落せり加ふるに近來內外國品の競爭劇甚なるを以て此際現在以上の增給を爲す時は事業の存立を危くするの虞あり、故に遺憾ながら定時昇給の外今日に於ては增給の餘地なし但奬勵加給の歩合は怠慢に因る場合の外最低五割五分を下らざるべし

第四條　退職手當に就ては過般來當會社に於て攻究中なれば追て決定發表すべし元來當會社にては從業者の爲め常に十分其利害を慮り諸般の規定施設を爲し來れる事なれば退職手當の支給に就ても安意して其決定を待つべし

而して西崎氏は財界の不況に伴ひ會社の業績の不振を繰返して事を荒立てずに時機の到來を待つべく懇諭し引續き千五百名の職工を大食堂に集め同樣回答書に就て說明する所あつたが各職工等は極めて[illegible]

阿部、鶴原、北村、古賀、橋口、白岡の六氏を實行委員とし同時に十五日から公然恩賀島本眞寺に交渉本部を設ける事とした、右に關し實行委員等は語る

私共は何うか圓滿な解決を見やうと愼重な態度を執て來てゐるのに會社側は毫も誠意なく十四日なども表面私共に回答するように見せかけて事務所へ引張り出し其留守を覘つて一般職工に高飛車な回答をしたのです、會社の腹は大抵讀めました併し私共は尙穩かに出て更に二十四時間陰忍します、會社では電線職工の總收入は月六十一圓以上七十圓と云てゐるが實際は平均五十四圓九十錢で最低は皆勤賞與共卅九圓然も職工中の七割は此最低の連中です私共の要求は決して無理でも何でもありません

深更まで

又も取調べ 友愛會幹部等の調査は仕直しか

藤永田爭議に關し同情罷業を勸誘する宣傳ビラを配布した廉で朝日橋署に拘留中の友愛會幹部松岡、西尾外十名に關する事件につき當局が事件の性質上更に徹底的調査の必要を認め十四日朝來宣傳ビラを撒布した各工場につき再搜査を開始した事は夕刊所報の如くであるが同日午後三時搜査隊が本部に引揚げると同時に前記西尾、松岡氏等十二名は護送自動車で朝日橋署から府刑事課に送致され深更まで池田、武田兩警部の取調べを受けて再び朝日橋署へ送還された、既に檢事局の取調べが一應終了してゐるのに再び事件を警察側へ逆送された事はこれまでの取調べでは不十分の點がある爲め更めて取調べのヤリ直しにかゝつたものと觀測されて居る

山中精煉圓滿解決か

大阪西區春日出町山中精煉所の職工約百名が賃金値上其他に關する要求を提出した事は既報の通りだが會社側では十四日午後四時從來の手當を本給に繰込む件を拒絕し歩增解雇手當其他の諸項に對しては大體職工の意に副ふ回答を與へたので圓滿に解決するらしい

三千の支那苦力罷業

待遇改善要求

奉天にある奉天窯業松茂洋行、大陸窯業、瀋陽窯業、日蔭滿蒙土地窯業部、滿蒙毛織窯業部等の工場十一箇所の煉瓦製造の支那苦力三千名は賃金値上、待遇改善を要求して十二日から突如同盟罷業を行つた若し罷業が永びけば建築界にも影響が少くないので會社側は苦力に對する食料供給を絕つて對抗しやうと準備してゐる（奉天特電）

結束は固い

第二次實行委員

右に就き實行委員其他職工側の幹部廿餘名は同夜十時過迄善後策に關し協議を重ねた結果飽迄穩健の態度を持し十五日午前十時再度重ねて「嘆願書」を提出し會社に對して再考を促し廿四時間內に回答を求むるに決し其間職工は全部平常通り專心作業に從事し會社の回答次第で新な行動に出ることとなつたが職工の結束は依然として固い尙第二次嘆願書の提出に付き新に

十五日朝日 新聞

回答書交付さる

職工側は案外平穩 住友電線製造所爭議

大阪市西區恩賀島町株式會社住友電線製造所では十三日職工側より提出したる四箇條の要求に對し十五日正午回答の事となつてゐたが急に十四日午後三時內藤龜太郎外三名の實行委員（二名缺席）及び一般職工に對し兩者別々に西崎常務より次の回答を示した

回答

一、要求第一條に對しては當會社のみの職工を以て組織し且つ當會社進歩發達の目的に背馳せざる團體に對しては當會社は職工の幸福增進に關し經營に差支なき限り其團體の意見を徴すべし但し團體に加入せざる職工の意見に就きても亦同じ

二、要求第二條及第三條に對しては當會社の職工の平均收入は昨年度より減少せず、然るに日用品の物價指數は昨年度に比し概ね三四割を低落せり、加ふるに近來內外國品の競爭激甚なるを以て此際現在以上の增給を爲す時は事業の存立を危くするの虞あり、故に遺憾ながら定時昇給の外今日に於ては增給の餘地なし但し奬勵加給の歩合は怠慢に因る場合の外最低五割五歩を下らざるべし

三、要求第四條の退職手當に就ては過般來當會社に於て考究中なれば追て決定發表すべし、元來當會社にては從業者の爲め常に十分其利害を慮り諸般の規定施設を爲し來れる事なれば退職手當の支給に就ても安意して其決定を待つべし

以上

右の回答に依る時は職工の要求したる日給三十錢昇給も歸國手當も共に除外せられてゐるにも拘らず職工側の意嚮は案外平穩にて午後五時の退勤時間には男工も女工も共に何事もなく家路へ急いだが實行委員六名は十四日夜事務所なる西成郡[illegible]村西尾文七方に集合し祕密裡に協議を重ねた結果

右の回答は嘆願書に認めた職工側の意志を踏み付けた虛僞の回答で到底默認することが出來ぬ

といふことに一致し十五日午前十時を期して第一回同樣の意味で二十四時間即ち十六日午前十時までに回答されたいといふ最後通牒的の嘆願書を提出することに決した

尙ほ會社側言明によると職工の日給は平均月額七十圓といふことであるが職工側は平均額は五十四圓に過ぎず、而かも電線製造所は伸銅所に較べて二十八圓の相違があり今回嘆願書を提出した千二百名の職工の七分通りは最低額なる一箇月三十九圓五十錢の日給を貰つて居るものであるといつて居る、そして會社側が再提出の嘆願書に對し滿足な回答を與へぬ場合はいよ〳〵斷乎たる處置に出づることとし十五日から西區恩賀島町本信寺に本部を置いて活動することになつた